



令和 8 年度
秋の全国交通安全運動
藤 沢 市 実 施 要 領



令和 7 年度 藤沢市小・中学生交通安全ポスター展
藤沢市交通安全対策協議会長賞
駒寄小学校 野澤 紗良さんの作品

< 目 次 >

「秋の全国交通安全運動」実施要領 2～7ページ

「秋の全国交通安全運動」キャンペーン実施要領 8ページ

「秋の全国交通安全運動」街頭指導実施要領 9ページ

令和8年度小・中学生交通安全ポスター展 10ページ

『防ごう！高齢者の交通事故！』

・ドライバーの方へ

年齢とともに視野が狭くなるものです。首を左右に振って、しっかり確認しましょう。ピラー（自動車の窓柱）等で見えない死角に注意し、ミラーだけでなく、目視で確認するようにしましょう。



・歩行者の方へ

少し遠回りでも、近くに横断歩道がある時は、横断歩道を渡りましょう。年齢とともに歩行速度も遅くなるものです。車が近づいていないか左右の安全を確認し、車が停止してから横断するなど、交通事故から身を守りましょう。



・自転車を利用される方へ

一昨年、市内でも自転車に乗った高齢者が転倒し、死亡する事故が発生しています。自転車に乗る際は、ヘルメットを着用しましょう。



【参考】「65才以上の皆さん！高齢者の交通事故が多発しています！」
(神奈川県警察ホームページ)





「秋の全国交通安全運動」実施要領



1 目的

この運動は、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故を防止することを目的としています。

2 スローガン

「秋の夕暮れ ライトと反射材で 守る命」

3 運動期間

実施期間

2026年（令和8年）9月21日（月）から30日（水）までの10日間

交通事故死ゼロを目指す日

9月30日（水）

4 運動重点

- （1）歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進
- （2）夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶
- （3）自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底
- （4）二輪車の交通事故防止

5 運動重点に関する主な推進事項

（1）歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

- ア 全ての年齢層を対象とした反射材用品等の着用推進
- イ 歩行者に対し、基本的な交通ルールの周知に加え、自らの安全を守るための交通行動を促す取組の推進
- ウ 通学路を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路における見守り活動の推進
- エ 子どもや高齢者の交通事故の特性・特徴を踏まえた参加体験型安全教育の推進
- オ 神奈川歩行者安全五則の周知
- カ 令和8年9月1日から、生活道路においては法定速度が30キロメートル毎時になることの広報啓発の推進

(2) 夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

- ア 夕暮れ時と夜間における死亡事故の特徴を踏まえた交通安全教育等の推進
- イ 夕暮れ時における自動車前照灯の早めの点灯と、夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進
- ウ 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き直前で停止可能な速度で進行する義務や、横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進
- エ 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するための広報啓発活動のほか、ハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶への取組の推進
- オ 業務中の「ながらスマホ」による交通事故を防止するため、運転中のスマートフォン等の通話や画像注視の危険性に関する広報啓発の推進や、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育を徹底する取組の推進
- カ 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組の推進

(3) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルール理解・遵守の徹底

- ア 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- イ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組の推進
- ウ 16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して交通反則通告制度が導入されたことを踏まえ、「自転車安全利用五則」にのっとりた自転車の基本的な通行方法と「自転車ルールブック」を活用した自転車の交通ルールの分かりやすい周知
- エ 自転車の交通ルール遵守の徹底と新たなルール（ながらスマホ及び酒気帯び運転の禁止の厳格化）の周知
- オ 特定小型原動機付自転車の運転者による飲酒運転等の悪質・危険な違反のほか、歩行者に危険を及ぼすおそれの高い違反を防止するための交通安全教育の推進
- カ 特定小型原動機付自転車の販売事業者、シェアリング事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の安全利用と乗車用ヘルメット着用に関する広報啓発の推進

(4) 二輪車の交通事故防止

- ア 二輪車の特性の周知及びあご紐は緩みなくしっかり締めるなどヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する

広報啓発の推進

- イ 若者層のみならず、中高年層に対する二輪車安全運転教育と広報啓発の推進
- ウ 二輪車交通事故の関係者となる四輪運転者に対しても、二輪車の特性を周知するための広報啓発活動の推進



6 重点の取り組み方

家庭	1 交通安全運動の機会に、家族で交通事故防止や交通ルールについて話し合いましょう。 2 関係機関・団体が開催する安全運転講習会等へ積極的に参加しましょう。 3 自転車乗車用ヘルメットを着用し、自転車損害賠償責任保険等に参加しましょう。 4 夜間外出するときは、明るい衣服を着用し、反射材用品を活用しましょう。 5 後部座席を含む全ての座席でシートベルト・チャイルドシートを正しく着用しましょう。 6 飲酒運転は「しない させない」を徹底しましょう。
学校等	1 教職員の交通安全教育に関する指導力の向上を図るため、各種研修会を開催しましょう。 2 幼児・児童・生徒に対する適切な交通安全指導を実施しましょう。 3 神奈川県学校交通安全教育推進会議での「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」の理念を踏まえ、教育活動全体を通して交通安全教育を推進しましょう。 4 後部座席を含む全ての座席でシートベルト・チャイルドシートの正しい着用を推進しましょう。 5 自転車乗車用ヘルメットの着用と自転車損害賠償責任保険等の加入に関する指導を実施しましょう。
職場	1 交通安全教育や講習会を開催するとともに、参加を促しましょう。 2 後部座席を含む全ての座席でシートベルト・チャイルドシートの正しい着用を推進しましょう。 3 自転車乗車用ヘルメットの着用と自転車損害賠償責任保険等の加入に関する指導を実施しましょう。 4 飲酒運転又は飲酒運転を助長することのない職場環境を確立するとともに、飲酒運転は「しない させない ゆるさない」についてあらゆる機会を通じて指導を実施しましょう。
地域	1 藤沢市交通事故発生マップ等を活用して、地域内の交通危険箇所を共有し、子どもや高齢者に注意を促しましょう。 2 自転車乗車用ヘルメットの着用と自転車損害賠償責任保険等の加入を地域全体で促しましょう。 3 飲酒運転追放を呼びかける等、飲酒運転根絶の環境づくりに努めましょう。 4 酒類販売業者・飲食店と協力してハンドルキーパー運動の輪を広げる等地域ぐるみで飲酒運転根絶に取り組みましょう。

交通安全対策協議会構成機関・団体	1 SNS・デジタルサイネージ・テレビ・ラジオ・広報紙（誌）・機関紙（誌）等を利用して、広く運動の周知を図ります。 2 各種キャンペーン等を開催し、広報啓発活動を強力に推進します。 3 参加体験型の交通安全講習等を開催し、安全運転の励行を呼びかけます。 4 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用と交通ルールの遵守を強力に推進します。 5 運転免許自主返納制度やサポートカー限定条件付き免許の周知のため積極的に広報活動を行います。 6 交通安全シルバーリーダーの養成と組織化を推進します。
------------------	--

7 各団体等の推進要領

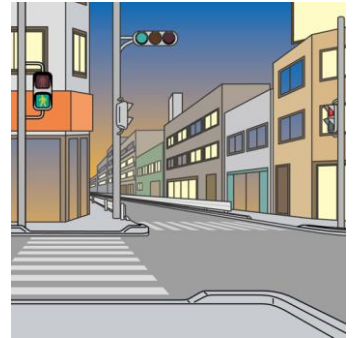


藤沢市交通安全対策協議会構成機関・団体	1 「運動重点に関する主な推進事項」に基づき、地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。 2 関係機関・団体の職員等に、運動の周知を図ります。 3 各種会議、行事を通じてこの運動の趣旨を積極的に周知するとともに広報紙(誌)・機関紙(誌)を発行するときは、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を呼びかける記事などの掲載に努めます。
交通安全関係団体	1 キャンペーンの実施及びSNSなどを通じて、運動への参加を呼びかけるほか、地域や職場などでの自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。 2 交通指導員や各種団体構成員による見守り活動で、「交通安全ひとこえ運動」を推進します。
教育機関・団体	1 参加・体験・実践型の交通安全教室を推進します。 2 学校では、「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」の理念を踏まえ、交通社会の一員として、思いやりと責任ある行動が常に取れるよう、教育活動全体を通して交通安全教育を推進します。
道路管理者・鉄道事業者等	1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。 2 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用し、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。
警察	1 悪質性・危険性の高い交通違反の指導取締りを強化します。 2 高齢者や子どもの保護誘導活動や交差点における街頭活動を強力に推進します。 3 子ども、高齢者、二輪車運転者及び自転車利用者などへの交通安全教室を積極的に推進します。 4 反射材の視認効果や、有効な使用方法等の周知を図り、反射材用品の普及活動を推進します。

	5 交通情報板などを活用して、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。
藤沢市	1 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画などを策定するとともに、関係機関・団体と連携した運動を推進します。 2 各種メディアを活用して、運動の周知と交通安全のための広報啓発を推進します。

夕暮れ時の事故に注意！！

夕暮れ時である薄暮時間帯は、例年、交通死亡事故が多く発生しています。この時間帯は、周囲の視界が徐々に悪くなり、自動車や自転車、歩行者などの発見が遅れたり、距離や速度が分かりにくくなるためです。



(※薄暮時間帯とは、日の入り時刻の前後 1 時間をいいます。)

令和 3 年から令和 7 年の 5 年間における死亡事故発生状況を分析した結果、次のことが明らかになりました。

- 日の入り時刻と重なる **17 時～19 時台** に多く発生
- 薄暮時間帯には、**自動車対歩行者** の事故が最も多く発生し、特に **横断中** に事故が多い。
- 横断歩道以外での横断における歩行者の **約 7 割が法令違反**

運転者は・・・

前照灯を早めに点灯し、速度を落として、周囲の交通の状況に、一層注意して慎重な運転を心掛けましょう。



歩行者は・・・

明るい目立つ色の衣服を着用したり、反射材・ライトを活用したりして、運転者から見やすいようにしましょう。



【参考】「薄暮時間帯における交通事故防止」
(警察庁ホームページ)



「秋の全国交通安全運動」キャンペーン実施要領

1 目的

悲惨な交通事故を1件でも減らすため、秋の全国交通安全運動の周知徹底により、市民の交通安全意識の高揚を図ります。

2 実施方法

各地区の実施場所ごとに、啓発用チラシ・キャンペーングッズの配布や各種施設の入口等での啓発活動を通じて、交通安全・事故防止を呼びかけます。秋のグッズはジッパーバッグです。

3 各地区街頭キャンペーン実施日程

地区	日にち	時間	場所
六会	9月16日(水)	15:00	六会日大前駅東口ロータリー
片瀬	9月17日(木)	16:00	ヤオコー藤沢片瀬店
明治	9月25日(金)	15:00	辻堂駅北口
御所見	期間中	終日 (配架・掲載)	御所見市民センター内
遠藤	9月28日(月)	13:40	イトーヨーカドー湘南台店
長後	9月24日(木)	14:00	長後駅東口、西口
辻堂	9月24日(木)	14:00	辻堂駅南口
善行	9月24日(木)	14:30	善行駅西口・東口
湘南大庭	9月24日(木)	11:00	湘南とうきゅう
湘南台	9月24日(木)	15:00	湘南台駅東口・西口
鵠沼	9月25日(金)	14:00	本鵠沼駅・鵠沼海岸駅
藤沢東部	9月24日(木)	10:00	藤沢駅北口周辺
藤沢西部	9月24日(木)	10:00	藤沢駅北口周辺
村岡	9月29日(火)	15:00	そうてつローゼンみろく寺店

「秋の全国交通安全運動」街頭指導実施要領

1 目的

秋の全国交通安全運動の一環として、通園・通学児の安全を確保するため、登園・登校時間帯にあわせて通学路で街頭指導を実施し、児童等の交通事故防止を図ります。

2 実施日・時間

(1) 実施日

9月24日(木)、25日(金)、28日(月)

(2) 実施時間

午前7時30分から8時30分までの間

児童の通学状況にあわせて可能な範囲で実施

3 実施場所・時間

各実施団体指定場所



令和 8 年度小・中学生交通安全ポスター展

1 目的

小・中学生から交通安全ポスターを募集することにより、児童・生徒に交通安全意識の高揚を図るとともに、入賞作品を発表・掲示することで、広く市民に交通安全・事故防止を呼びかけます。

2 募集締切

9月4日(金) (回収は後日、防犯交通安全課が実施)

3 審査(予定)

(1) 第1次審査会 9月11日(金)

(2) 第2次審査会 9月16日(水)

4 入選作品数

(1) 最優秀賞 3点

(2) 優秀賞 11点

(3) 佳作 最優秀賞及び優秀賞以外の第1次審査通過作品

5 展示期間(予定)

10月30日(金)から11月8日(日)まで

6 展示場所(予定)

テラスモール湘南 4 階南モール

7 表彰式

11月28日(土) F プレイス



[illegible]